

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	ホンジュラスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むホンジュラスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.3.17 テグシガルパで (同日)	日本側 竹元正美在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 レオニダス・ロサ・バウタイスタ 外務大臣	H17.3.14 117号
ホンジュラス	食糧増産援助に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	550,000千円 H17.3.16まで	H16.3.17 テグシガルパで (同日)	日本側 竹元正美在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 レオニダス・ロサ・バウタイスタ 外務大臣	H17.3.24 138号
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	ホンジュラスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むホンジュラスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H17.1.20 テグシガルパで (同日)	日本側 大塚隆在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 レオニダス・ロサ・バウタイスタ 外務大臣	H17.5.16 268号
ホンジュラス	全国公衆衛生検査所機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	全国公衆衛生検査所機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	146,000千円 H18.3.30まで	H17.3.31 テグシガルパで (同日)	日本側 長沼始在ホンジュラス臨時代理大使 ホンジュラス側 レオニダス・ロサ・バウタイスタ 外務大臣	H17.6.21 463号
ホンジュラス	国立演劇学校音響・照明・視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	国立演劇学校音響・照明・視聴覚機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	20,000千円 H18.3.31まで	H17.8.12 テグシガルパで (同日)	日本側 大塚隆在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 レオニダス・ロサ・バウタイスタ 外務大臣	H17.9.12 920号
ホンジュラス	ラス・オルミガス橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	ラス・オルミガス橋架け替え計画を実施するために必要な 1. 橋梁の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	499,000千円 H18.3.31まで	H17.8.17 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 ホンジュラス側 フォルタイン・ミデレンセ 外務大臣	H17.9.12 916号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。